

「4－2. 車線逸脱警報装置(UN-R129 関係)」

- 適用範囲

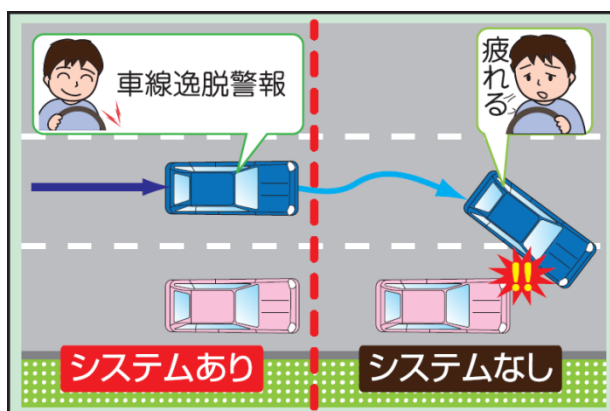
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員が十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が三・五トン以下の自動車及び被牽引自動車を除く。)

- 基準概要

- ◇ 適用範囲の自動車が車線逸脱警報装置を備える場合に、適合しなければならない性能等に関する基準を規定。
- ◇ 走行条件:必ず警報をしなければならない走行条件(車線の曲率、区画線の種類、運転者の意図の有無、装置故障の有無、車両速度等)を規定。
- ◇ 解除装置:解除装置を備える場合に満たすべき要件を規定。
- ◇ 警報表示:警報の手段(視覚、聴覚、触覚)の要件を規定。

※車線逸脱警報装置の概要

自動車が走行中に意図せず車線を逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を音等により運転者に警報することにより自動車の車線逸脱を防止する装置。



- 制定・改正時期

平成 25 年夏目途